

P P A導入に係る設計業務委託

特記仕様書

1. 業務概要

1) 業務名称 P P A導入に係る設計業務委託

2) 対象施設

施設名称	所在地
① 本庁舎南館	芦屋市精道町7番6号
② 南芦屋浜下水処理場	芦屋市陽光町2番1号
③ 芦屋中央公園駐車場	芦屋市若葉町1番1号
④ 芦屋海浜公園プール	芦屋市浜風町30番1号
⑤ 芦屋市立体育館・青少年センター	芦屋市川西町15番3号
⑥ 芦屋市立山手中学校	芦屋市三条町39番10号
⑦ 芦屋市立岩園小学校	芦屋市岩園町23番41号
⑧ 芦屋市立山手小学校	芦屋市山手町8番3号

3) 委託期間 契約締結日から令和8年1月31日まで

ただし、想定設置工事費用及び想定防水工事費用の算出期限は、令和7年10月21日とする。

4) 主な業務内容

- (1) 太陽光発電設備を設置する建築物への影響を調査し、構造安全性を確認すること
- (2) 太陽光発電設備設置設計並びに積算
- (3) 建物の屋上または屋根に設置設計を行う場合の防水工事費用算定

2. 契 約 芦屋市契約規則に従い所定の手続きによる。

3. 支払方法 業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

4. 業務委託の基本条件

- 1) 設計図書作成の着手前並びに設計段階に応じて、打合せ、現地調査及び測量等を密に行い、市の要求意図を十分にくみとり設計を進めること。
- 2) 本業務は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業計画（重点対策加速化事業）」の採択を受けて実施するため、その補助事業の目的や趣旨、要領等を理解した上で設計を行うこと。
- 3) 施工性、経済性及び維持管理面を考慮し、過去の設計実績やノウハウ等をもとに設計内容の積極的な提案に努めること。
- 4) 業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成し、芦屋市市民生活部環境・経済室環境課に提出すること。

(1) 業務工程表

- (2) 業務実施体制表
- (3) 業務成果物一覧表
- (4) その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

5) 業務完了後も設計図書の誤り等が発見された場合は、協議の上、原則、無償にて設計図書等の訂正を行うこと。

5. 設計条件等

1. 2) の対象施設からPCS容量の合計が410kW 以上となるよう選定し業務を実施すること。

基本計画

設計仕様（建築・電気）

「建築基準法」「消防法」「電気事業法」「電気設備技術基準」「内線規程」等の関係法令並びに「2) 適用基準等」に準じ設計を行うこと。

① 建築関係

太陽光発電設備の工事に伴い復旧工事等が必要な場合は、漏れが無いよう設計を行うこと。

② 電気設備関係

<共通事項>

太陽光発電設備の工事に伴い撤去・新設・取外し再取付け・復旧が必要な場合は漏れが無いよう設計を行うこと。

機能・意匠の観点から、多くの露出配線が生じる場合は配線の隠蔽を行うよう設計すること。

<受電設備>

負荷容量、建築設備容量を考慮して容量計算し、適正な機器を選定すること。

電気事業者等と事前協議を十分に行い設計すること。

6. 特記事項

1) 設計・積算業務の内容及び範囲

(1) 設計業務

設計協議及び現地調査に基づく下記①～③の設計図書の作成

- ① 耐力計算書（1m²当たりの耐荷重等）
- ② 太陽光発電設備案概要（設置方法、パネル容量、PCS出力、想定年間発電量、想定年間使用量）
- ③ 単線結線図案、機器及び配線等配置図案

(2) 積算業務

想定設置工事費用、想定防水工事費用の作成

2) その他の業務の内容及び範囲

(1) 過去の設計事例やノウハウをもとに、公共施設としてふさわしい意匠・設備等を積極的に提案すること

(2) 打合せを次の時期に行い、その内容を書面により提出すること。

- ・業務着手時
- ・中間（必要に応じて）
- ・業務完了時

(3) その他調査等

設計図書作成の着手前に必ず現地詳細調査及び測量等を行い、貸与資料と現況とが相違する場合は、貸与資料との相違箇所を書面にて報告すること。

7. 成果物及び図書（特記なき限り各2部及び電子データ）

1) 耐力計算書 一式（1m²当たりの耐荷重等）（A4ファイル綴）

2) 太陽光発電設備案概要（設置方法、パネル容量、PCS出力、想定年間発電量、想定年間使用量）、単線結線図案、機器及び配線等配置図案、想定設置工事費用（A4ファイル綴）

3) 想定設置工事費用、想定防水工事費用

※提出書類は全て電子データ化し、電子媒体（CD-R）をケースに入れて提出すること。

8. 貸与資料等

建物竣工図書（意匠図、構造図）（紙媒体）、構造計算書、建築確認申請書、平面図、立面図、単線結線図（電子データ）、施設担当者連絡先、各施設の年間電力使用量、契約電力量、直近1年間分の使用電力30分データ値（CSVファイル）、防水工事基本設計書

貸与時期：業務着手時 貸与場所：芦屋市市民生活部環境・経済室環境課

返却時期：業務完了時 返却場所：芦屋市市民生活部環境・経済室環境課

9. 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令

(2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

10 その他

本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上